

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に A 市で臨時職員として働き始めてから国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、同市役所の 1 階にあった B 銀行の派出所で納付した。

その後も A 市役所で勤務していたが、国民年金保険料の未納による納付督促を受けた記憶も無いことから、保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料月額、申立人の申立てと一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおり、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和 56 年 5 月ころに払い出されていることが確認できることから、56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、A 市では、「国民年金保険料の未納者に対して納付督促の連絡をしていたと思う。」と証言しているところ、申立人は申立期間後も同市役所で勤務しているのにもかかわらず、国民年金保険料の未納による納付督促を受けた記憶は無いとしており、申立期間の保険料が未納であったならば、納付督促が行われなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで
昭和54年12月に就職した会社で厚生年金保険をかけてもらえなかったの
で、56年6月ころにA市役所で国民年金の加入手続をした。
その際に、A市の職員に「昭和54年12月から国民年金に加入することになる
ので、その分の国民年金保険料をさかのぼって納付してもらいます。」
と説明され、送付を受けた納付書で国民年金保険料をすべて納付した。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は4か月と短期間であるところ、申立人は、昭和56年6月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているとおりに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から56年6月13日に払い出されていることが確認できること、及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では申立期間と同様に過年度保険料となる申立期間直後の55年4月から56年3月までの保険料が納付されていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年4月までの期間及び2年11月から3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月から2年4月まで
② 平成2年11月から3年4月まで

夫は、昭和63年5月からA社に季節雇用で働いており、冬場は仕事が無かったので、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は通算12か月と比較的短期間であり、オンライン記録及びB市の国民年金カードから、申立人が、昭和61年11月に農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済」という。)を脱退後、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していること、及び63年11月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っている上、農林共済の退職共済年金受給権者となり、国民年金に任意加入して保険料を納付していることから年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が、季節雇用者として勤務していたA社では、「季節雇用者に対しては、雇入れの際に、労働条件の説明に併せて、厚生年金保険の資格を喪失した後には、国民年金への切替手続きをするように伝えていた。」と証言している上、申立期間以前の昭和63年11月からの任意加入期間について、加入手続及び納付を行っていることを踏まえると、申立人は、申立期間①及び②においても、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納

付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から同年12月まで

家族の国民年金の加入手続は、父親がA村で行い、国民年金保険料は父親が家族の保険料と一緒に納付してくれた。

昭和36年6月にB市に臨時職員として勤めることとなったが、厚生年金保険に加入できなかったため、父親に国民年金保険料の納付を続けるようお願いし、申立期間の保険料は父親が家族の保険料と一緒に納付してくれたと聞いているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は3か月と短期間である上、申立人の父親が申立人と同時に加入手続を行った申立人の母親及び申立人の兄嫁の申立期間に係る国民年金保険料が、納付済みとなっていることを踏まえると、父親が申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録では、申立人は昭和36年10月15日に国民年金被保険者資格を喪失したこととなっているが、申立人が他の公的年金制度に加入するなどの国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案360

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た、申立人に係る平成4年10月から5年3月までの標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年4月15日まで
② 平成5年4月15日から6年10月1日まで

申立期間①について、A社における平成4年10月1日から5年4月15日までの厚生年金保険の加入記録について、被保険者資格の喪失後に、標準報酬月額が36万円から11万円に訂正されているが、このような訂正は承知していないので、記録を回復してほしい。

また、申立期間②について、B社における平成5年4月からの厚生年金保険の加入記録についても、標準報酬月額が26万円となっているが、このころの一月の給与額は定額で35万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成5年4月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年5月26日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額（36万円）が4年10月までさかのぼって11万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（36万円）とすることが必要と認められる。

一方、申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が26万円であるが、申立人は、当時の給与月額が定額で35万円であり、当該給与月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、C健康保険組合提出の「適用台帳」及び企業年金連合会提出の「中脱記録照会（回答）」によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、いずれも26万円と記録されている。

また、申立人の雇用保険受給記録証明書に記載されている離職時賃金日額は「10,916」円であり、雇用保険の離職日以前の6か月間の平均の給与月額は32万円程度と考えられるが、オンライン記録上、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が26万円となっている申立人と同年代の元従業員のうち連絡の取れた者から提出された給与の振込額のメモ（預金通帳から転記）によると、給与の振込額は、1か月約27万7,000円から約29万2,000円までとなっており、申立期間における標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料及び健康保険料等の控除額（試算）を足し合わせれば、給与総額は約31万5,000円から33万1,000円となり、申立人の給与月額とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月2日から42年5月21日まで

A社に勤務していた当時は、脱退手当金の制度については知らず、請求手続をした憶えも受給した記憶も無い。

勤務先は厚生年金保険に加入することを確認の上で入社しており、脱退手当金をもらうはずがないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所における厚生年金保険被保険者のうち、資格取得日が昭和31年11月1日（整理番号250）から36年9月15日（整理番号450）までの女性被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、資格喪失時に脱退手当金の受給要件を満たす者のうち43人が脱退手当金を受給した記録となっており、このうち37人の脱退手当金の支給決定日は、資格喪失日から6か月以内となっていることが確認できる上、当該支給決定の記録のある者で連絡の取れた者のうち9人は「会社が代理申請した。」と回答しており、このうち3人からは「脱退手当金は、退職時に会社を通して現金で受け取った。」と証言を得ている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から53年5月1日まで

昭和48年5月1日から53年7月16日までA病院で看護師として勤務しており、この間、勤務条件、仕事内容は変わっていないのに、厚生年金保険の加入記録が同年5月1日から同年7月16日までとなっていることに納得できない。

勤務当初から当然、厚生年金保険に加入していたと考えていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用となった日は昭和53年5月1日であり、これより前の期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同日付けで9人（申立人を含む。）が一斉に厚生年金保険被保険者資格を取得している記録となっている。

また、申立人と同様に昭和53年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうち連絡の取れた一人は、「自分は、昭和48年4月から勤務していたが、(昭和53年5月1日より前の期間について)給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分らない。」と回答しており、事業主は、「当時の資料が無いため、当時のことは不明。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案363

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年10月1日まで
② 平成11年10月1日から12年10月1日まで

申立期間当時は、A農業協同組合で農協共済の統括を行う課長職として勤務しており、給与は月給制で、本俸と手当が支給されていたが、当時の事務担当者が、申立期間に係る平成9年度及び11年度の標準給与定時決定基礎届の際に、手当の金額を誤って記入していたことが判明した。

この誤った届出により、今後の年金に不利益が生じるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、オンライン記録によれば、申立人の平成9年10月から10年9月までの期間及び11年10月から12年9月までの期間の標準報酬月額は44万円であり、A農業協同組合では、「（申立人に係る）平成9年度及び11年度の標準給与定時決定基礎届に記載の手当の金額を誤って記入して届け出たため、両年度の標準報酬月額について、47万円であるところが44万円となってしまった。」と回答している。

しかしながら、A農業協同組合提出の申立期間に係る給与支払明細票におけ

る給与の支給総額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、控除されている農林年金の保険料額は、標準報酬月額が44万円の場合の金額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

旭川厚生年金 事案364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月27日から19年6月1日まで
年金の加入記録が途切れている申立期間においても、A社で、正社員として設計製図の仕事をしていた。
当時の徴用変更令書を所持しているので、申立期間について労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の徴用変更令書及び青年学校手帳の記載から、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務し、設計製図（事務系）の業務に就いていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和17年6月施行）の適用の期間であり、労働者年金保険の加入対象は「筋肉労働者」であり、申立人のような事務系の従業員は加入対象とはならないものと考えられる。また、労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、昭和17年1月1日（労働者年金保険制度の試行時期）に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月27日に同資格を喪失した記録となっている者が100人以上存在し、このうち連絡の取れた9人は、すべて事務系（設計、試験等）の業務に就いていた旨回答していることを踏まえれば、当時、A社では、労働者年金保険制度の発足時に、事務系の従業員も含めて被保険者としたものの、事務系の従業員については、17年6月27日に一斉に被保険者資格を喪失させたものと推認される。

また、申立人が記憶していた同僚2人には申立期間において労働者年金保険の加入記録が存在しているものの、このうち連絡の取れた1人は、「(自分は、)組立工であった。」と回答しており、申立人とは異なる業種（筋肉労働者）で

あったものと考えられる。

さらに、連絡の取れた元従業員（事務系）からは、労働者年金保険に未加入となっている期間において労働者年金保険料を給与から控除されていた旨の証言は得られておらず、このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。